

副首都にふさわしい地方行政体制の検討(議論用資料)

副首都推進局

- 1 副首都にふさわしい地方政府として、必要な要件は何か
- 2 副首都における地方政府がメルクマールとすべき地方政府はどこか
- 3 メルクマールとすべき地方政府が担っている事務は何か
- 4 副首都にふさわしい地方政府が担うべき事務の考え方
- 5 副首都にふさわしい地方行政体制とはどのような制度か

【論点1】

副首都にふさわしい地方政府として、必要な要件は何か

副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制

法骨子案(ポイント)で示された内容

【副首都が担う機能】

多極分散型経済圏の形成の中核となる機能

大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能

【副首都の要件】

副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること

【政令イメージ】 ①「政令市+県」(連携協約等)、 ②特別区の設置 ※制度化された場合は、「特別市」

副首都は、道府県の申出に基づき、内閣総理大臣が指定

副首都に指定される道府県は、政令で定める地方行政体制を備えることが必要

副首都としての機能を最大限発揮できるように
副首都となる道府県は、効果的・効率的に広域事務を実施する必要

副首都となる道府県に必要な要件

副首都となる道府県において、効果的・効率的に広域事務を実施するためには、以下の要件を満たす行政運営が必要

■エリア全体の成長戦略の策定、成長政策の展開

- 人口や事業所が集積するエリアにおいて、経済けん引機能を後押しする産業政策や広域的なインフラ整備、まちづくり等の広域行政施策を一体的に推進することができる

■エリア全体の計画性・統一性

- 統一した施策方針の下で、産業の集積・拠点づくりなどを計画的に進めることで、切れ目のないエリア全体での最適化が図られる

■スピード感(責任と権限が一致した指揮命令の確保)

- 責任と権限が一致した指揮命令の下で、社会経済情勢の変化や企業ニーズを踏まえたスピーディな対応が可能に。都市の成長・発展に大きく寄与
- 災害対応や感染症対策のように迅速な対応が求められる場面では、対応が遅れることは致命的になる

■効率的な行政運営(選択と集中)

- 広域的な視点から、人口や事業所が集積するエリアに集中投資を行うことで、限られた資源で最大限の効果を生み出す必要

【論点2】

副首都における地方政府がメルクマールとすべき地方政府はどこか

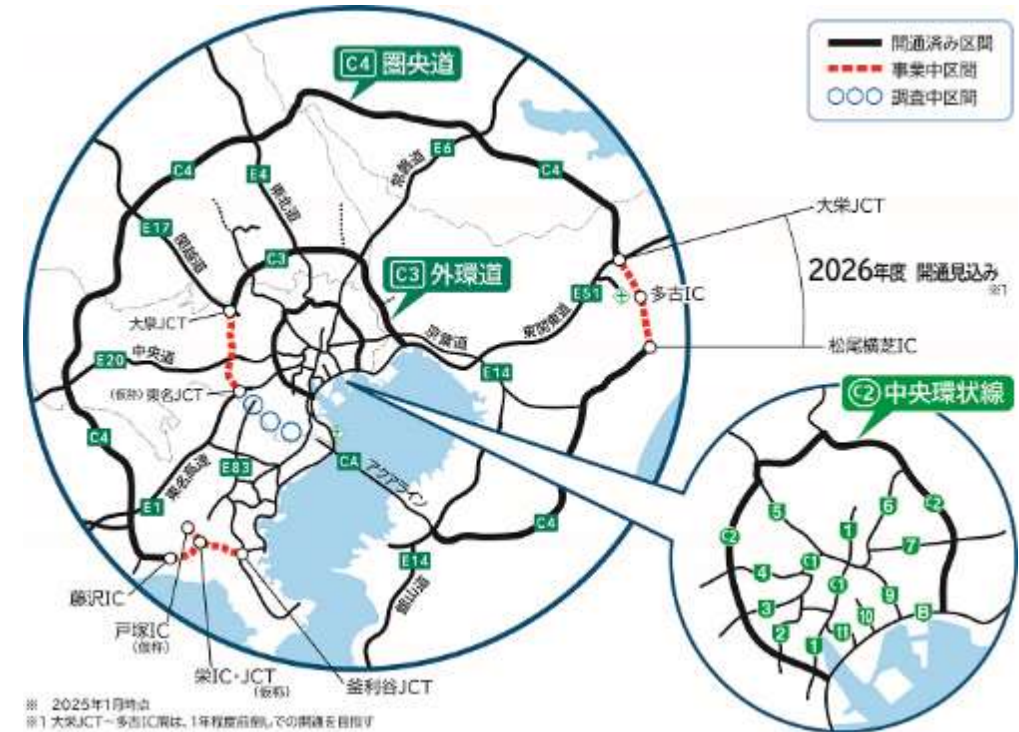
副首都となる道府県がメルクマールとすべき地方政府

首都である東京都は、以下の要件について優れた行政運営を実施できる体制を有する

- エリア全体の成長戦略の策定
 - 東京都が、成長戦略を一本化して策定し、都のエリア全体の成長政策を実行 **2050東京戦略～東京 もっとよくなる～ (2025年3月)**
- エリア全体の計画性・統一性
 - 東京都が都市計画権限(用途地域、特例容積率適用地区等)を持ち、大都市東京のまちづくりを主導
- スピード感
 - エリア内で広域権限を持つのは東京都のみであり、責任と権限が知事に一元化、スピーディな意思決定が可能。高速道路整備等が進む
- 効率的な行政運営
 - 災害対策(TOKYO強靱化プロジェクト)や都市基盤整備(鉄道・道路ネットワーク、東京港等)に集中投資

首都圏3環状道路の整備

- 1環状は整備済み、2環状は整備中
- 都内の高速道路は、東京都が都市計画権限



出典:国土交通省 関東地方整備局 ホームページ

副首都となる道府県は、「東京都」をメルクマールとすべきではないか

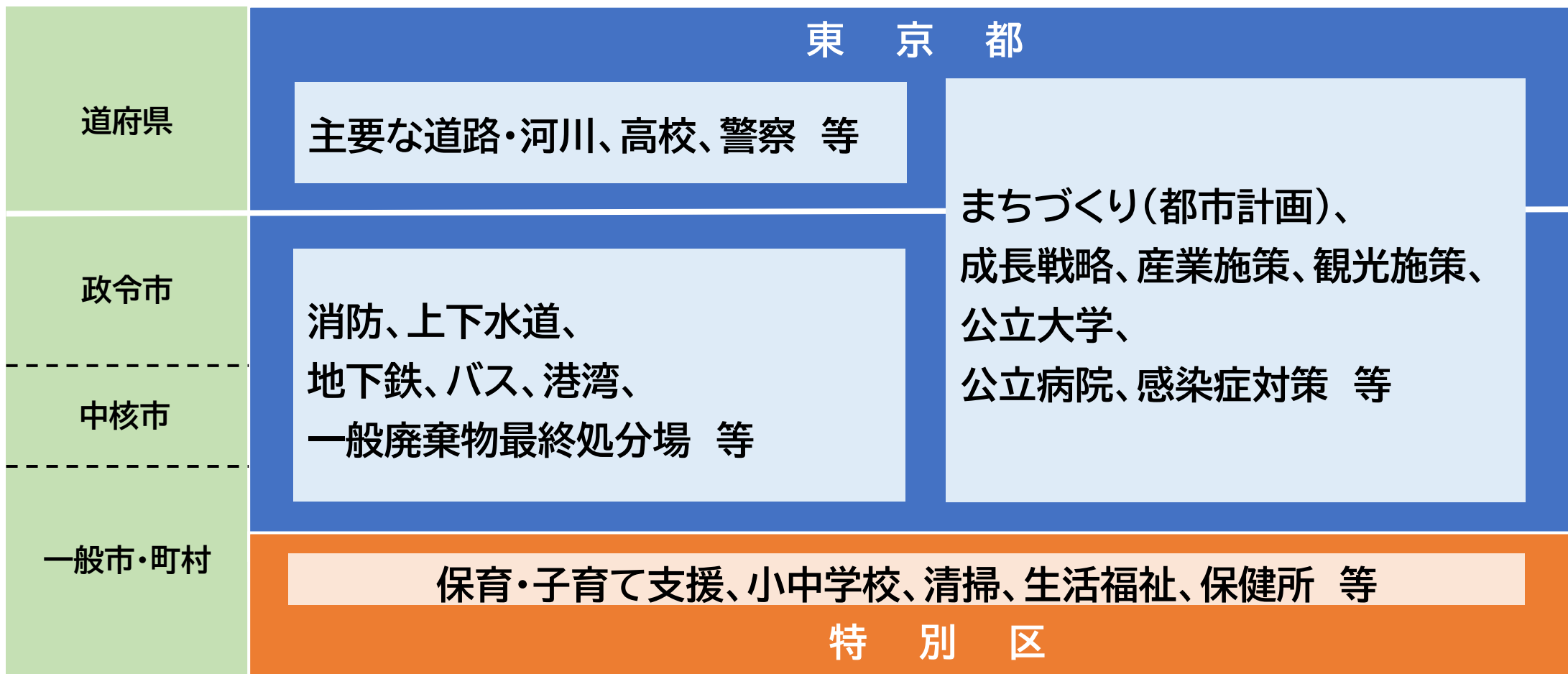
【論点3】

メルクマールとすべき地方政府(東京都)が担っている事務は何か

東京都における事務分担

- ◆ 東京都における地方自治体には、広域自治体としての「都」と、基礎自治体としての「特別区及び市町村」がある
- ◆ 特別区の区域においては、大都市地域における行政の統一性と一体性を確保するため、都が一部の市町村権限の事務を一元的に担う（都の特例）
- ◆ さらに、東京都においては、法において義務付けられていない多くの任意事務を担っている

【東京都と特別区が担う事務の範囲(イメージ)】



東京都が一元的に担う主な事務(1/7)

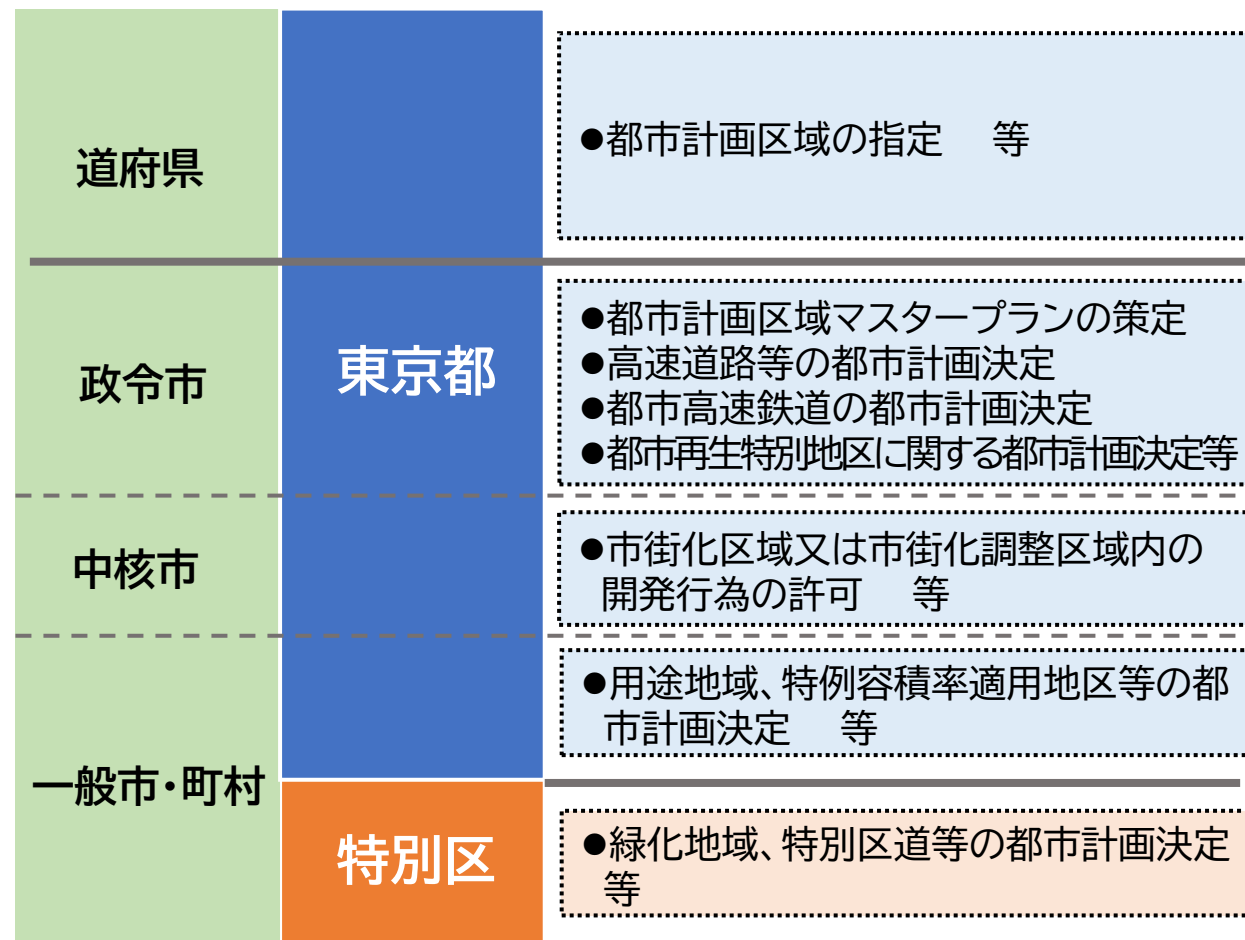
1 まちづくり

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
都市計画等	都市計画区域の指定	都道府県	府
	都市計画区域マスタープランの策定	政令市 ※1	府 (事務委託)
	高速道路、一般国道、都道の都市計画決定(首都高速中央環状線、東京外かく環状道路等)		
	都市高速鉄道の都市計画決定		
	区域区分等に関する都市計画決定		
	都市再生特別地区に関する都市計画決定	中核市 ※2	大阪市
	市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可		
	都市計画決定(用途地域、特例容積率適用地区等)	市町村	大阪市

※1 政令市の区域以外は都道府県

※2 政令市の区域は政令市。政令市、中核市以外の区域は都道府県

【東京都と特別区が担う事務の範囲(イメージ)】



東京都が一元的に担う主な事務(2/7)

1 まちづくり

東京23区内の事例

【東京駅駅舎の保存・復元と容積移転の活用】



- 特例容積率適用地区制度を活用し、東京駅舎の保存・復元に必要な200%分を残して、残りの容積率を周辺地区に移転する都市計画を決定
- 東京駅駅舎の指定容積率900%のうち、約700%を周辺施設に活用

(参考)特例容積率適用地区

- 一定要件を満たすことで、関係権利者の合意に基づき、地区内における他の敷地の未利用容積を活用できる制度

出典: 第13回都市計画制度小委員会(国土交通省)参考資料等をもとに作成

【日本橋二丁目地区のまちづくり】



- 都市再生特別地区制度を活用し、日本橋二丁目地区で国内最大規模となる容積率緩和を都市計画決定(800%、700%→1990%)

(参考)都市再生特別地区

- 既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度
- 都市計画権限を有するのは都道府県及び政令指定都市のみ

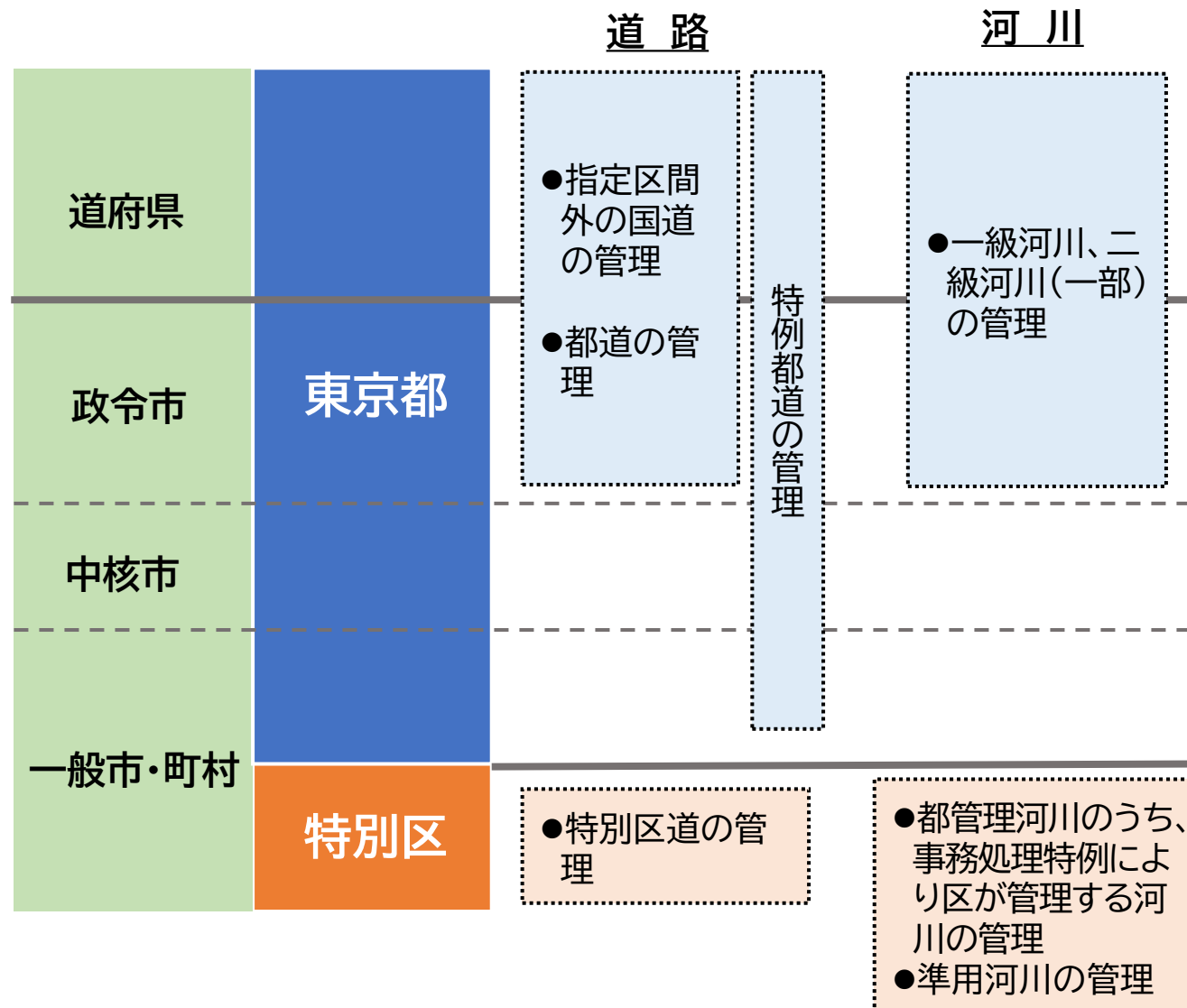
出典: 第4回都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会(国土交通省)資料等をもとに作成

東京都が一元的に担う主な事務(3/7)

2 交通ネットワーク・河川

東京都が一元的に担う事務		法における事務主体	大阪市域の場合
交通ネットワーク	指定区間外の国道の管理	都道府県 政令市	大阪市
	県道の管理		
	特例都道の認定及び整備・管理 (環状7号線、環状8号線等)	都 (都の特例)	—
	都営交通(地下鉄、バス、都電)の整備・運営	任意事務	大阪市 (民営化)
	港湾の整備・管理	都道府県、 市町村等	府市 (機関の共同設置)
河川	指定区間の一級河川、二級河川(一部)の管理(隅田川、神田川、鶴見川等) ※神田川は、特別区内は特別区管理	都道府県 政令市	大阪府 大阪市

【東京都と特別区が担う事務の範囲(イメージ)】



東京都が一元的に担う主な事務(4/7)

3 産業・経済政策

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
全般	成長戦略の策定	任意事務	府 (事務委託)
産業・労働	国際戦略総合特区 (アジアヘッドクォーター特区)	都道府県、 市町村等	共同申請
	スタートアップエコシステムの推進(スタートアップエコシステム東京コンソーシアム)	任意事務	府市一体の 取組み
	国際金融都市・東京の実現	任意事務	府市一体の 取組み
	中小企業・小規模企業振興条例の制定	任意事務	府市個別に実施
	信用保証協会に関すること (東京信用保証協会)	任意事務	府市信用保証 協会の統合
	都立産業技術研究センター の設置・運営	任意事務	府市研究所の 統合

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
産業・労働	大規模展示場の整備 (東京国際展示場、東京国際 フォーラム)	任意事務	府市個別に 実施
	労働相談の実施(東京労働 相談情報センター)	都道府県、 市町村等	府
観光等	東京都観光産業振興実行 プランの策定	任意事務	府市一体の 取組み
	東京都MICE誘致戦略の 策定、国際会議の誘致	任意事務	府市一体の 取組み

■ 成長戦略の策定

- 東京都が一元的に策定
「2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」(2025.3)
- 各特別区では、総合計画を策定。各特別区の区域を越えて圏域経済を牽引する成長戦略に相当するものは策定されていない

※ホームページを参考に、東京都が一元的に担っていると思われる事務を抽出

東京都が一元的に担う主な事務(5/7)

4 治安・災害対策等

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
警察	警視庁 (都内全域の治安維持)	都道府県	府
消防・救急	東京消防庁	市町村	大阪市
防災・災害対策	災害救助法に基づく救助	都道府県	府
	自衛隊の災害派遣要請	都道府県	府
	東京都災害拠点病院の指定	都道府県	府
	国民保護法で規定された避難施設の指定	都道府県 政令市	大阪市

東京都

【1ブロック／5消防本部】

東京消防庁が、23特別区を直接所管、稲城市以外の多摩地区の市町村から受託することで、都域の消防のほぼ一元化を実現(都人口の99.2%)



出典:第9回副首都推進本部会議(2017年6月20日)資料をもとに作成

※ホームページを参考に、東京都が一元的に担っていると思われる事務を抽出

東京都が一元的に担う主な事務(6/7)

5 福祉・保健医療

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
感染症対策等	保健所(多摩地域(八王子市・町田市を除く)、島しょ部)	保健所設置市等(都道府県、政令市、中核市、政令で定める市、特別区) ※本頁内は全て同じ	大阪市
	食品衛生法に基づく事務(卸売市場(花き市場を除く。)にかかる食品衛生の監視・検査等)	保健所設置市等	大阪市
	狂犬病予防法に基づく事務(狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲等)		
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務		
	と畜場法に基づく事務(と畜場の設置許可、管理等)		
	感染症の予防・まん延防止のために水の使用制限をした場合の、生活用水の供給 (水道事業を都が担うことに連動)	市町村	大阪市

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
対策 感染症	健康安全研究センターの設置(地方衛生研究所)	保健所設置市等	府市研究所の統合
病院 医療	公的医療機関の設置	都道府県、市町村	府市個別に実施
福祉 児童	保育料の無償化(区市町村への支援)	任意事務	大阪市
福祉 高齢者	東京都シルバーパス制度	任意事務	大阪市

■ 公的医療機関の設置

- 医療法により、公的医療機関(病院又は診療所)は、国、都道府県、特別区を含む市町村が設置できるが、過去に存在していた特別区立病院は一部を除き、統合、都へ移管されている

東京都が一元的に担う主な事務(7/7)

6 教育・文化

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
教育	高等学校の設置	都道府県、市町村等	府 (市立高校は府に移管)
	特別支援学校の設置	都道府県、市町村等	府 (市立特別支援学校は府に移管)
	公立大学法人の設置 (東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校)	都道府県、市町村等	府市大学の統合
文化	美術館の設置、運営 (東京都美術館、東京都現代美術館等)	任意事務	大阪市
	博物館の設置、運営 (東京都江戸東京博物館等)	任意事務	府市個別に実施
スポーツ	大規模スポーツ施設の設置、運営 (東京武道館、東京体育館、オリパラ関連施設等)	任意事務	府市個別に実施

7 環境・衛生

	東京都が一元的に担う事務	法における事務主体	大阪市域の場合
環境	排出量取引制度 (キャップ&トレード制度)	任意事務	—
	「ゼロエミッション東京」の策定 (CO2排出量実質ゼロをめざすための戦略)	任意事務	府市個別に実施
衛生	上水道・公共下水道の整備・管理	市町村	大阪市
	一般廃棄物最終処分場(埋立処分場)の整備、運営	市町村	大阪市

■ 上水道

- 東京都は、**23区及び多摩地区26市町**を合わせた約**1,239km²**の区域、約**1,300万人の都民**に水道水を供給
- 給水区域に含まれていない武蔵野市、昭島市及び羽村市に暫定分水

■ 下水道

- 東京都は、**区部**は、家庭等からの排水を受入れる枝線、大規模な幹線、水再生センター等の施設を**全て管理**
- 多摩地域**では、**枝線等は各市町村が管理**。都は**流域下水道**として、幹線や水再生センター等の**基幹施設を管理**

【論点4】

副首都にふさわしい地方政府が担うべき事務の考え方

副首都における地方行政体制として一元的に担うべき広域事務

【副首都における地方行政体制の役割】

多極分散型経済圏の形成の中核となる機能

民間の力が最大限に発揮されるよう、国と協力しながら圏域の経済成長を促す役割

- 経済成長を後押しする産業・経済政策
- 経済成長を支える広域的なインフラ整備・管理、まちづくり
- 国内外から人々を呼び込む、雇用政策、都市魅力の向上
- 都市の成長を支える、人材の育成

大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能

東京圏の大規模災害時に、国と連携協力しながら、政府機能を支える補完の役割

危機事象の発生時に、住民の命と生活を守るとともに、東京圏の被災時にバックアップ機能を果たすための

- 治安・災害対策
- 福祉・保健医療政策
- 環境衛生政策

副首都における道府県は、

東京都の事務分担をベースに、地域の実情を加味した新たな地方自治体をめざす

ことが必要ではないか

【論点5】

副首都にふさわしい地方行政体制とはどのような制度か
(特別区の設置(都区制度)と連携協約の比較)

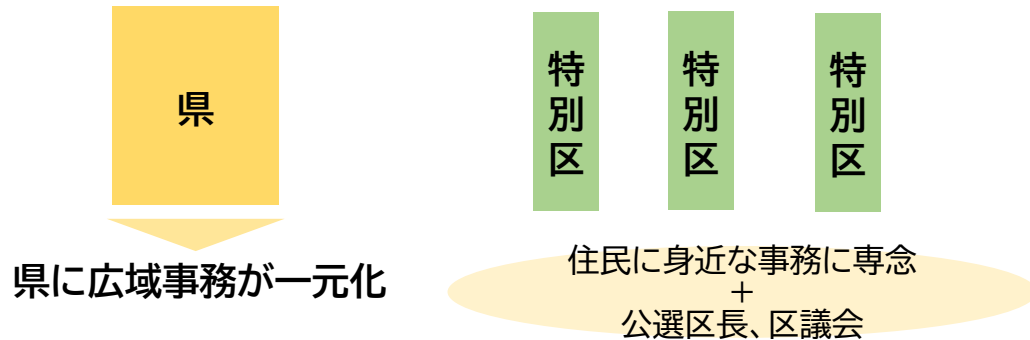
(1)大都市法に基づく特別区設置(都区制度)の概要

- ◆ 大都市法に基づく特別区設置(都区制度)は、東京都以外の地域に特別区を設置し、広域的な事務は道府県に一元化しようとするもの
- ◆ 道府県と政令市が設置する法定協で特別区設置協定書を作成し、双方の議会の承認や住民投票の手続きを経て、地域の統治機構のあり方を地域が自ら決定できる制度であり、広域機能や基礎自治機能を振り分けることにより、東京都並みの制度を構築することも可能

制度の概要

(大都市地域における特別区の設置に関する法律)

- ・ 特別区を設置し、広域事務は道府県に一元化する制度



【都区制度の適用】

- ・ 事務処理に必要な財源を都・特別区間で調整する都区財政調整制度、都区間の事務処理を調整する都区協議会等の規定が適用されるなど、東京都区と同様の安定した仕組みが適用
- ・ 長の交代、議会構成の変更などの政治情勢に左右されない安定した制度(特別区を設置すれば、政令市制度には戻れない)
- ・ 特別区を包括する道府県は、都とみなされる

【大都市法に基づく特別区設置の手続き】

- ・ 事務分担、税源配分、財政調整、財産処分等については、協定書に記載され、総務大臣の協議・報告を経て、必要な法制上の措置等が講じられる仕組み
- ・ 政令市・道府県の議会の承認や政令市の住民投票を経て決定される点で、地域の統治機構のあり方を地域が自ら決定できる

※特別区設置協定書の記載事項

- ①特別区の設置日
- ②特別区の名称・区域
- ③特別区の設置に伴う財産処分
- ④特別区の議会の議員定数
- ⑤特別区と道府県の事務分担
- ⑥特別区と道府県の税源配分・財政調整
- ⑦職員の移管
- ⑧その他必要な事項

政令市・道府県の判断により、広域機能や基礎自治機能を振り分けることにより、東京都並みの制度を構築することも可能

(2) 連携協約制度の概要

*政令イメージは、副首都法案骨子(ポイント)では、「政令市+県」(連携協約等)のみの記載のため、現行法上の仕組みで議論用に整理したもの

- ◆ 連携協約は、地方公共団体が連携して事務を処理するに当たり、双方の議会の議決を経て、基本的な方針及び役割分担を定める制度
- ◆ 分担する事務の執行にあたっては、それぞれの事務について、事務の委託や協議会の設置等の手続きが必要
- ◆ 管理執行権限を一元化するには、連携協約のみでは不十分であり、事務の委託等の手法を活用する必要

制度の概要

(根拠法令:地方自治法第252条の2)

- 普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たって**基本的な方針及び役割分担を定める制度**



- 紛争がある場合は、**自治紛争処理委員による処理方針の提示を求め、提示を受けることができる**

運用状況(2023年7月1日時点)

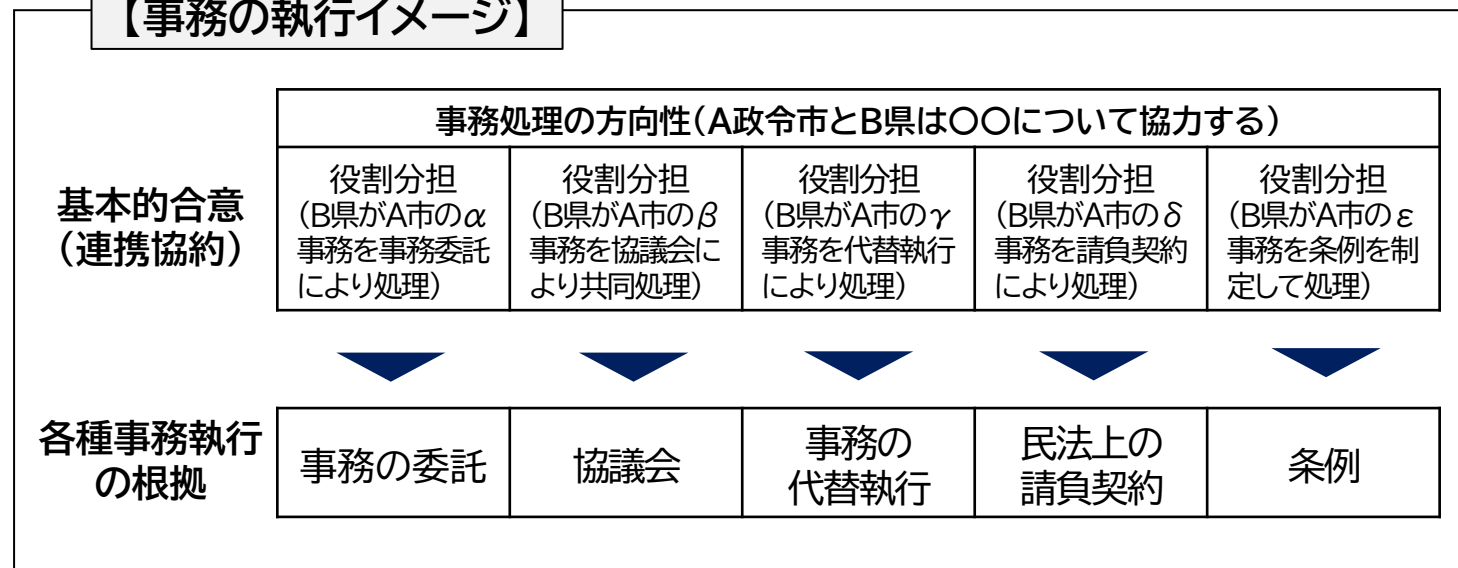
件数:467件(連携中枢都市圏の形成に係る連携協約など)

【政令市と道府県の事例】

大阪府・大阪市(港湾及び海岸の管理に係る連携協約)

- 連携協約に基づき、各地方公共団体が連携して各種事務を執行するには、**事務の委託等の共同処理制度を活用することも考えられる**

【事務の執行イメージ】



出典:第32次地方制度調査会第30回専門小委員会の資料をもとに作成

出典:総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」をもとに作成

選択する手法によっては、一元化できるものから拘束力のない紳士協定的なものまで幅広い

「特別区設置(都区制度)」と「連携協約」の比較(1/2)

【事務の範囲(総合性・一元性)】

	特別区設置(都区制度) (大都市法)	連携協約(事務委託、機関等の共同設置、協議会、協定) (地方自治法等)
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が担う<u>すべての広域事務を一元化の対象</u>にできる 広域事務が県に包括的に移管され、<u>総合的に広域事務を執行</u>することができる (*事務分担は特別区設置協定書に一括して記載) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>事務委託の場合は、県に一元化</u>できるが、機関等の共同設置、協議会等ではそれぞれに権限と責任があり、一元化にならない 個別の事務ごとに協議、規約等を定める必要があり、<u>関連事務の包括的な委託等ができない</u>おそれ
交通ネットワーク・河川	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が担う<u>すべての広域事務を一元化の対象</u>にできる 広域事務が県に包括的に移管され、<u>総合的に広域事務を執行</u>することができる (*事務分担は特別区設置協定書に一括して記載) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>事務委託の場合は、県に一元化</u>できるが、機関等の共同設置、協議会等ではそれぞれに権限と責任があり、一元化にならない *法令に管理主体が別途定められている事務(道路、河川、港湾)は、事務委託の対象にできるかどうか要検討 *県に執行体制がない事務(地下鉄)は事務委託ができない 個別の事務ごとに協議、規約等を定める必要があり、<u>関連事務の包括的な委託等ができない</u>おそれ

【事務の範囲(総合性・一元性)】

	特別区設置(都区制度) (大都市法)	連携協約(事務委託、機関等の共同設置、協議会、協定) (地方自治法等)
広域的な経済・産業政策	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が担う<u>すべての広域事務を一元化の対象</u>にできる 広域事務が県に包括的に移管され、<u>総合的に広域事務を執行</u>することができる (*事務分担は特別区設置協定書に一括して記載) 	<ul style="list-style-type: none"> 企画から執行までの全ての事務を事務委託することは可能だが、<u>企画を事務委託で県に一元化</u>できれば、县市それぞれで執行することも可能 個別の事務ごとに協議、規約等を定める必要があり、<u>関連事務の包括的な委託等ができないおそれ</u>
治安・災害対策等	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が担う<u>すべての広域事務を一元化の対象</u>にできる 広域事務が県に包括的に移管され、<u>総合的に広域事務を執行</u>することができる (*事務分担は特別区設置協定書に一括して記載) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>事務委託の場合は、道府県に一元化</u>できるが、機関等の共同設置等にはなじまない *県に執行体制がない事務(消防)は、事務委託できない 個別の事務ごとに協議、規約等を定める必要があり、<u>関連事務の包括的な委託等ができないおそれ</u>
その他(福祉・保健医療、教育・文化、環境衛生等)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が担う<u>すべての広域事務を一元化の対象</u>にできる 広域事務が県に包括的に移管され、<u>総合的に広域事務を執行</u>することができる (*事務分担は特別区設置協定書に一括して記載) 	<ul style="list-style-type: none"> 理論上は、<u>事務委託の場合は、道府県に一元化</u>できるが、一元化になじまない事務もある *県に執行体制がない事務(水道)は、事務委託できない 個別の事務ごとに協議、規約等を定める必要があり、<u>関連事務の包括的な委託等ができないおそれ</u>

「特別区設置(都区制度)」と「連携協約」の比較(2/2)

	特別区設置(都区制度) (大都市法)	連携協約(事務の委託、機関等の共同設置、協議会、協定) (地方自治法等)
権限と責任の明確化 【計画性】 【統一性】 【迅速性】	<ul style="list-style-type: none"> 道府県に、広域事務が一元化(権限と責任が一致) エリア全体の計画性・統一性が図られる スピーディな行政運営が可能に 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約のみでは、権限は一元化されない 事務の委託以外の手法では、権限と責任はバラバラ 個別の事務ごとに連携するので、統一的な権限の行使に支障が生ずるおそれ
制度の安定性 【安定性】 【持続性】	<ul style="list-style-type: none"> 長の交代、議会構成の変更などの政治情勢に左右されない 副首都の指定要件を満たさなくなることはない 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約も含め、いずれの手法でも、将来的に、政治情勢により解消される可能性がある 副首都の指定要件を満たさなくなるおそれ
財源の確保 【効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 特別区設置協定書に定める税源配分や財政調整により、必要な財源を確保できる 特別区設置後は、県が一元的に予算編成 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約も含め、いずれの手法でも、双方で、毎年度ごとに予算編成、議会の議決等が必要
執行体制の整備 【効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 特別区設置協定書に定める職員の移管により、必要な執行体制を確保できる 特別区設置後は、道府県が一元的に執行体制を整備 県単独の判断で執行体制を効率化することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約も含め、いずれの手法でも、職員体制の効率化への寄与は期待できない

まとめ(比較の視点からのアプローチ)

まとめ(比較の視点からのアプローチ)

新たな広域自治体が設置される場合は、

『安定性』

- 政治に左右されない行政体制のため副首都要件が外れることはないが、連携協約等の場合は、政治情勢により解消される可能性がある

『持続性』

- 故に、持続性、継続性が高く、長期的な政策展開や計画策定が可能

『迅速性』

- 組織が一元化されることで意思決定が一元化され、スピード感ある政策展開が可能

『非対立性』

- 広域行政機能を担う団体間の争いは回避できる（対立した場合の解決には、時間とコストが相当かかる）

『一体性(統一性)』

- リーダーシップ、組織、意思決定、政策、これを遂行するための人員、予算等の全てが一元化され、住民に対して権限と責任が明確となり、民意が反映されやすい

『計画性』

- 安定的で持続性があるので、計画的に政策を展開できる

『総合性』

- 広域行政機能を一本化することで、エリア全域で選択と集中を行いながら総合的な政策が展開可能になる

『効率性』

- 巨大な広域行政機構をいわば合併し一元化することにより、二重行政・二重投資を生み出さず、スリムな行政体制を構築することができる

『住民自治の充実』

- 特別区として公選区長を置くことにより、基礎自治サービスについて民意が反映された施策が展開することが可能

參考資料

参考資料:道府県と政令市の重複項目(成長分野)

◆ 道府県と政令市の組織規則における事務分掌の事例から、道府県と政令市で重複している項目(成長分野)を抽出

	大阪府・大阪市	福岡県・福岡市	愛知県・名古屋市	北海道・札幌市
産業	<ul style="list-style-type: none"> 成長産業の振興 企業誘致 海外都市との交流及び国際ビジネス推進 科学技術振興施策に係る調整、企画及び連絡調整 官民連携 創業及び中小企業支援 大規模小売店舗立地法関係 中小企業の金融 地方独立行政法人大阪産業技術研究所に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 先端科学技術を活用した産業振興 国内外の企業誘致 企業の海外ビジネスの促進 創業支援、創業拠点の形成 スタートアップの海外展開支援 産学連携の推進 中小企業の経営に関する相談助言 中小企業の金融 商店街の振興 大規模小売店舗立地法関係 伝統産業の推進 デザイン関連の振興 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代産業の育成 イノベーションの創出に係る事業の企画及び調整 産業技術、科学技術の振興 企業誘致 スタートアップの振興 中小企業の経営改善の推進、金融 商業の振興 大規模小売店の立地に関する事 産業デザインの振興 	<ul style="list-style-type: none"> 健康長寿産業の振興 GXの推進、水素関係 食産業の振興 産業立地 国際化施策(国際交流・経済交流) スタートアップの支援 官民連携の推進 経済調査 中小企業の経営支援、金融 製造業の振興 商業の振興
雇用	<ul style="list-style-type: none"> 雇用推進施策 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用啓発 中小企業の人材支援 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援 産業人材の育成及び確保 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用推進施策 人材育成
観光	<ul style="list-style-type: none"> 都市の魅力向上及び国内外からの集客に関する施策 文化事業の企画及び調整 スポーツ及びレクリエーション振興 	<ul style="list-style-type: none"> 観光産業の振興 国内外観光客の来訪、周遊促進 宿泊税の活用 芸術及び文化の振興及び普及 国際スポーツ大会の誘致及び開催 	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興 大規模な催事及びコンベンションの企画及び誘致 文化芸術の振興 スポーツ及びレクリエーション普及 	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興対策、観光客誘致の促進 MICE誘致 文化の振興 スポーツ振興
国際金融	<ul style="list-style-type: none"> 国際金融に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 国際金融機能の誘致 	—	<ul style="list-style-type: none"> 国際金融機能の誘致
IR	<ul style="list-style-type: none"> 特定複合観光施設の誘致の企画、立案、推進及び総合調整 	—	—	—
スマートシティ	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信における先端技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 情報関連産業の振興 	—	<ul style="list-style-type: none"> IT産業の振興

【共通キーワード】

<ul style="list-style-type: none"> 成長産業、次世代産業振興 科学技術振興 企業誘致 国際化、国際ビジネス支援 スタートアップ支援 中小企業の経営支援
<ul style="list-style-type: none"> 雇用推進 人材育成
<ul style="list-style-type: none"> 観光振興、国内外観光客の誘致 MICE誘致 文化振興 スポーツ振興
<ul style="list-style-type: none"> 国際金融機能の誘致
—
<ul style="list-style-type: none"> 情報関連産業、技術の振興

(参照元)

大阪府処務規程
大阪府事務分掌規則・大阪市長直轄組織事務分掌規則

福岡県行政組織規則
福岡市事務分掌規則

愛知県行政組織規則
名古屋市事務分掌条例施行細則

北海道行政組織規則
札幌市事務分掌規則

参考資料:地方公共団体の主な役割分担

地方公共団体の主な役割分担

(令和7年4月1日現在)

	医療・保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・防災その他	公共団体権限	任意事務
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 医療計画の策定 精神科病院の設置・指定 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体・知的障害者更生相談所の設置 国民健康保険事業(財政運営等) 	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校、市町村立(指定都市を除く)高等学校の設置認可 教育職員の免許(・高等学校の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業の許可 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域指定 指定区間の1級河川、2級河川管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察 災害応急措置(所掌事務に係るもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 特区における規制緩和等 港湾の管理 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 成長戦略 産業施策 観光施策 鉄道の整備 <p>等</p>
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 病院の開設許可(都道府県の同意協議) 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編成基準、教職員定数の決定 市立小中学校等の職員の任免、給与の決定・負担 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画(区域区分等) 市街地再開発事業認可 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川、2級河川(一部)の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助(指定都市の申請に基づき内閣総理大臣が救助実施市を指定) 		
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 -薬局開設許可 -飲食店営業等の許可 -旅館業の経営許可 -感染症発生届の受理、患者の入院措置等 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 児童相談所の設置(中核市、特別区は、政令指定された団体に限る) 		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の設置許可 産業廃棄物処理業の許可(区域内のみの業) ばい煙発生施設の設置の届出受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の規制 市街化区域・調整区域内の開発許可 土地区画整理組合の設立認可 			
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期・臨時(一部)の予防接種 結核に係る健康診断 埋火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置 生活保護(市及び福祉事務所設置町村) 養護老人ホームの設置 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業(保険料賦課・徴収等) 	(・小中学校・幼稚園の設置)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集・処理 一般廃棄物処理業の許可 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理 都市計画(用途地域等) 都市計画(用途地域等以外の地域地区等) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急 避難指示、災害応急措置【その他】 戸籍・住基 		

参考資料:自治体連携の仕組み(事務の委託)

- ◆ 事務の委託は、受託した普通地方公共団体が受託した事務に関する責任をすべて負う(委託した団体は権限がなくなる)こととなる

制度の概要

(根拠法令:地方自治法第252条の14~第252条の16)

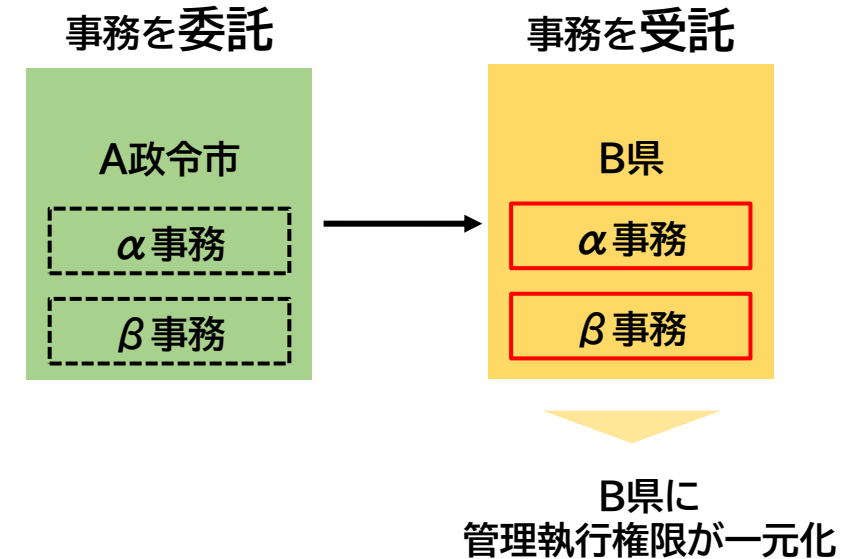
- 事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度
- 事務を受託した普通地方公共団体(県)が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体(政令市)が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる
- 当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体(県)に帰属することになり、委託した普通地方公共団体(政令市)は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失う

運用状況(2023年7月1日時点)

件数:6,815件
(住民票の写し等の交付、公平委員会など)

【政令市と道府県の例】
都市計画、上水道、下水道、児童福祉に関する事務など

出典:総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」をもとに作成



参考資料:自治体連携の仕組み(事務の代替執行)

◆ 事務の代替執行は、当該事務についての法令上の責任は、事務を任せた普通地方公共団体に残ることとなる

制度の概要

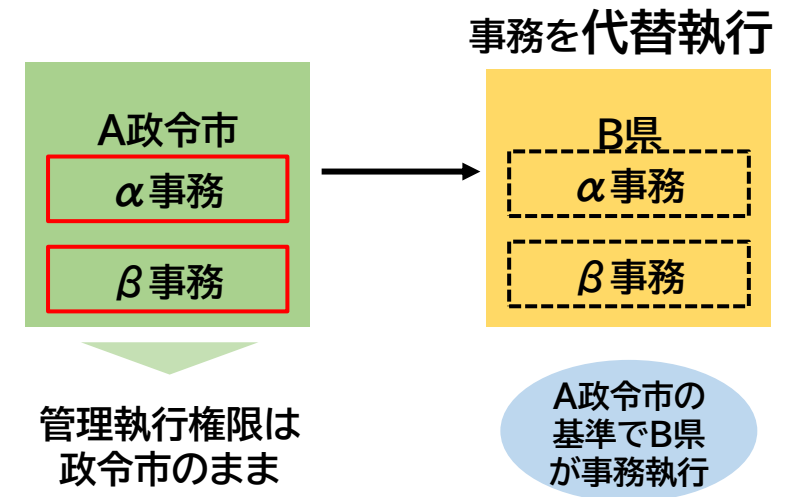
(根拠法令:地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4)

- 事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度(民法の代理に相当)
- 普通地方公共団体(政令市)が他の普通地方公共団体(県)に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体(政令市)が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる
- 当該事務についての法令上の責任は、事務を任せた普通地方公共団体(政令市)に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動を伴わない

運用状況(2023年7月1日時点)

件数:3件(上下水道に関する事務、簡易水道に関する事務、公害防止に関する事務) ※政令市と道府県の事例なし

出典:総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」をもとに作成



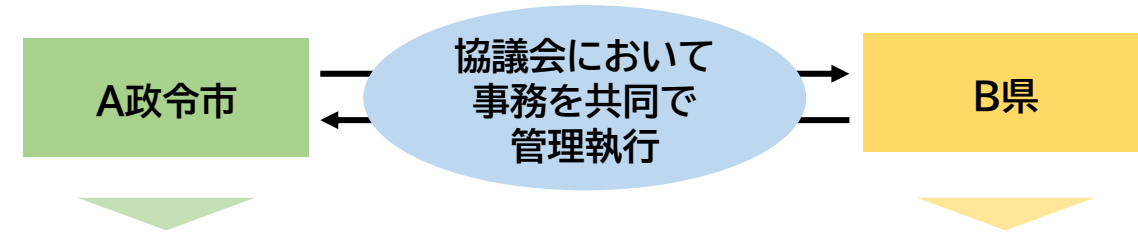
参考資料:自治体連携の仕組み(協議会(管理執行協議会))

- ◆ 政令市と県が共同で協議会を設置し、事務を共同して管理執行することはできるが、協議会が管理執行した事務の法的効果は、各構成団体に帰属する

制度の概要

(根拠法令:地方自治法第252条の2の2～第252条の6の2)

- 協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない
- ①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある
- 管理執行協議会が関係地方公共団体又はその長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、それぞれ関係地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する



管理執行権限は、政令市と県の双方のまま

運用状況(2023年7月1日時点)

件数:227件

(消防、救急、広域行政計画など)

【政令市と道府県の事例】

全ての政令市

(全国自治宝くじ事務協議会など)

出典:総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」をもとに作成

参考資料:自治体連携の仕組み(機関等の共同設置)

- ◆ 政令市と県が機関等を共同設置することにより、事務を共同して管理執行することはできるが、共同設置機関が管理執行した事務の法的効果は、各構成団体に帰属する

制度の概要

(根拠法令:地方自治法第252条の7~第252条の13)

- 機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するもの
- 共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する

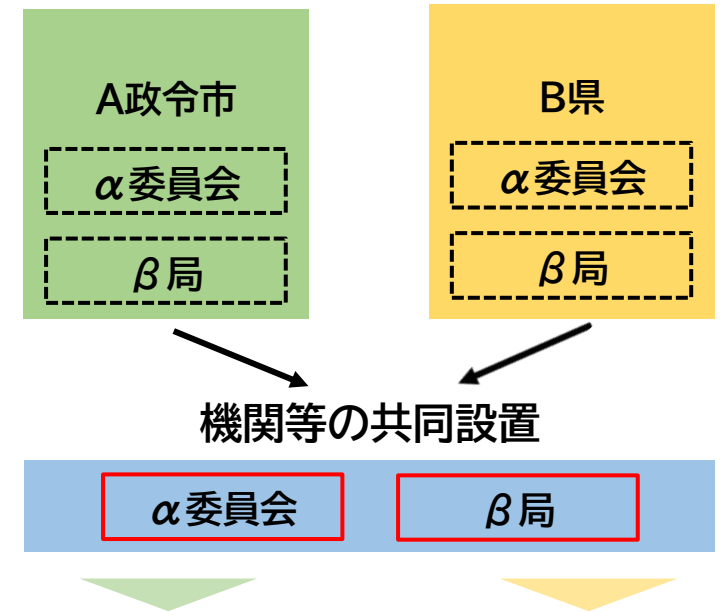
運用状況(2023年7月1日時点)

件数:445件(介護区分認定審査、公平委員会、障害区分認定審査など)

【政令市と道府県の事例】

新潟県・新潟市(公害健康被害認定審査会)、大阪府・大阪市(大阪港湾局など)

出典:総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」をもとに作成



管理執行権限は、政令市と県の双方のまま

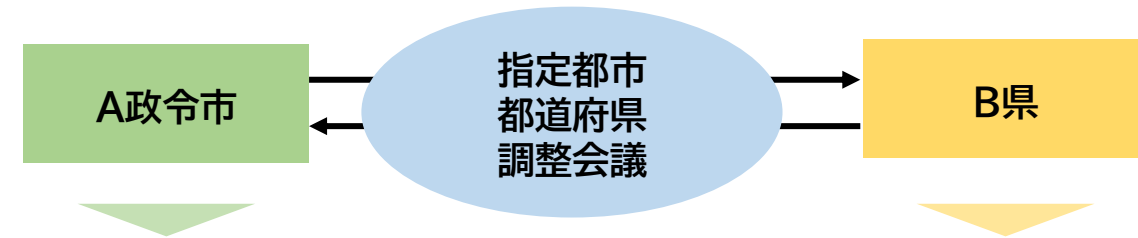
参考資料:自治体連携の仕組み(指定都市都道府県調整会議)

- ◆ 指定都市都道府県調整会議は、政策面での基本的方針等について協議することが可能であるが、会議で合意形成されたとしても、事務の管理執行権限の移動を伴わない

制度の概要

(根拠法令:地方自治法第252条の21の2～第252条の21の5)

- 指定都市都道府県調整会議は、政令市及び当該政令市を包括する都道府県が、二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場として設置する会議。地方自治法により自動的に設置されていることになるもの
- 政令市又は都道府県は、相手方から協議を求められれば、応じなければならない
- 会議で合意形成されたとしても、事務の管理執行の法律効果が生じるわけではなく、当該事務を管理執行する権限の移動を伴わない



管理執行権限は、政令市と県の双方のまま

参考資料:自治体連携の仕組み(民法上の請負契約)

◆ 民法上の請負契約は、当該事務についての法令上の責任は、事務を発注した普通地方公共団体に残ることとなり、指揮命令が一本化されない

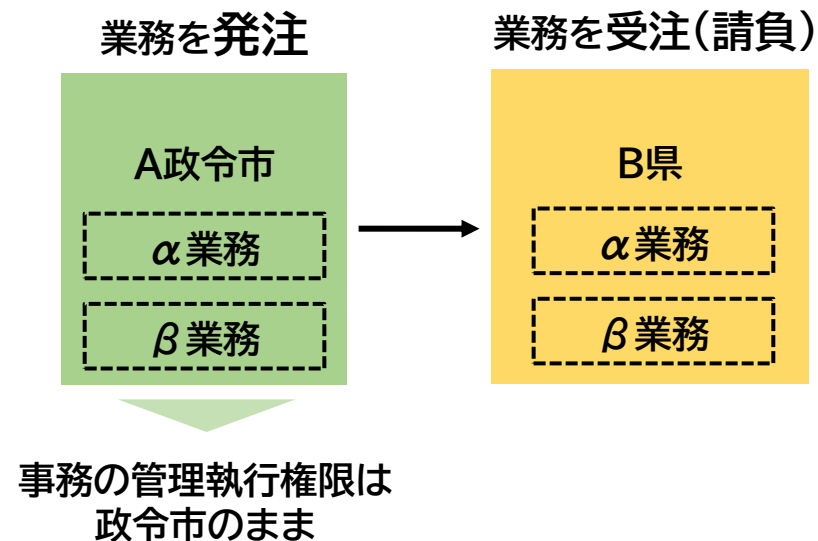
制度の概要

(根拠法令:民法 第632条)

- 民法上の請負契約は、特定の業務について、完成した成果物に対し対価を支払う契約
- 事務の法令上の責任は、業務を発注した普通地方公共団体(政令市)に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない

(想定し得る業務)

- 普通地方公共団体(政令市)が、普通地方公共団体(県)所管の研究機関等に対し、専門的な調査報告書の作成を発注
- 普通地方公共団体(政令市)が、普通地方公共団体(県)に対し、県の専門人材(技術職等)による公共施設等の技術評価を発注



参考資料:自治体連携の仕組み(任意の協定、連絡調整会議等)

- ◆ 任意の協定締結や連絡調整会議の設置は、政策面での方針等を自由に協議することが可能であり、柔軟性・迅速性に優れている一方、管理執行に関する法的権限は政令市と県にそれぞれあるため、指揮命令は一本化されない

制度の概要

(根拠法令:なし)

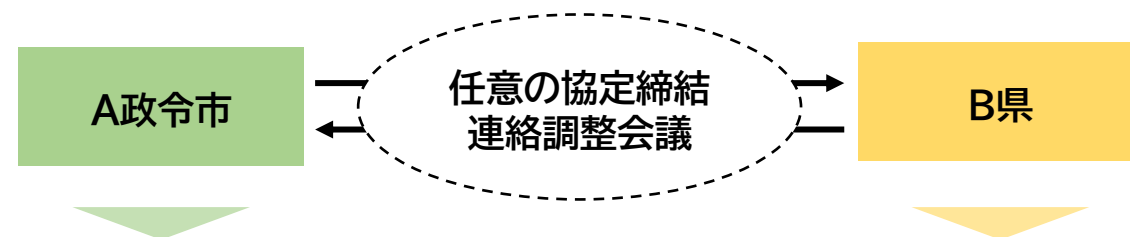
- 普通地方公共団体が、法に基づかない任意の枠組みで、他の地方公共団体と連携して施策の方向性の協議や調整を行うもの
- 協定の締結により、具体的な連携事項、役割分担、実施方法等について定めることが可能

(事例)京都市と京都府との生物多様性保全の推進に関する包括連携協定
静岡県内航空消防相互応援協定書

- 連絡調整会議の設置により、政令市と県で協調が必要となる事項について、基本的な方針や対応の方向性、進捗管理等について協議を行うとともに、関係部局間の情報共有や継続的な調整を図る

(事例)北海道・札幌市行政懇談会、埼玉県・さいたま市企画調整協議会

- 協定や連絡調整会議で合意形成を行っても、事務を管理執行する法的権限は移行せず、政令市と県の双方に既存の法的効果が帰属する



管理執行権限は、政令市と県の双方のまま

参考資料: 諸外国における首都の体制

◆ 諸外国では、首都においては、都市交通、都市開発、経済振興などの広域事務は、広域自治体が担っている場合が多い

イギリス

グレーター・
ロンドン・オーソリティ
(GLA)

ロンドン区(32)とシティ

グレーター・ロンドン・オーソリティ

人口: 約880万人、面積: 約1,572km²(2021年)

【組織】

・市長(直接公選)、議会(直接公選)

【広域行政体の主な事務】

・公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定
※GLA本体の他、ロンドン全域の警察、消防、交通、都市開発等を担う5つの実務機関が存在

フランス

州(イルド・フランス)

グラン・パリ・
メトロポール

パリ市
(2019年に
県と合併)

区(20)

県(3)

(テリトワール
(11))

コミューン
(130)

県(4)

(コミューン間
広域行政組織)

コミューン
(市町村)

グラン・パリ・メトロポール(MGP)

人口: 約712万人、面積: 約814km²(2022年)

【組織】

・議会(直接公選) ※首長は議員の互選で選出

【主な事務】

・都市再開発、経済振興、住宅政策、流域管理・水防等

(補足)メトロポールはコミューンによる広域行政組織。フランスの自治制度では、州と県は法に定められた事務のみ執行するのに対して、コミューンの権限に特に制約は無い

韓国

ソウル特別市

自治区
(25)

ソウル特別市

人口: 約933万人、面積: 約605km²(2024年)

【組織】

・市長(直接公選)、議会(直接公選)

【主な事務】

・都市計画、幹線道路、上下水道、住宅、埋葬、一般廃棄物処理等

首都における地方制度

広域自治体の概要